㈱１．当期利益金11,766百万円は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第２号）第25条第２項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。
２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法
定額法を採用している。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産　20百万円
また、主な耐用年数は次のとおりである。
建物　８年～18年
その他　３年～20年

３．引当金の計上基準
⑴　貸倒引当金
債務者が経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債権及び債務者は経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債権については、債権額から担保等による回収見込額並びに債務者の財政状態及び経営成績を考慮した回収見込額を減額し、その残額について貸倒引当金を計上している。上記以外の債権については合理的と認めた貸倒率に基づき計上している。
⑵　退職給与引当金
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項
⑴　消費税等の会計処理方法
税込方式によっている。
⑵　機構債発行差額の償却方法
機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。
⑶　機構債発行費の処理方法
支出時に全額費用として処理している。
⑷　その他
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条の規定による特定協定銀行からの納付金について、特定協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成24年度分納付金納付申告書の提出を平成25年５月28日に受けた。整理回収機構では、平成24事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。
これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、3,238百万円の見込みである。

金融機能早期健全化勘定

貸　借　対　照　表

（平成25年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**1,128,905**	**（流動負債）**	
現金・預金	24	未払金	2
有価証券	1,128,433	**（固定負債）**	
仮払金	1	退職給与引当金	4
未収収益	446	**（負債合計）**	**7**
未収金	0	**（剰余金）**	
（固定資産）	**372,358**	利益剰余金	1,501,256
有形固定資産	2	積立金	1,560,607
建物	1	当期未処理損失	△ 59,350
工具・器具・備品	0	**（純資産合計）**	**1,501,256**
無形固定資産	0		
投資その他の資産			
協定銀行貸付金	372,356		
資産合計	**1,501,263**	**負債・純資産合計**	**1,501,263**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成24年４月１日　至平成25年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**61,415**	**（経常収益）**	**2,064**
協定銀行損失補填金	61,069	協定銀行貸付金利息収入	599
一般管理費	55	事業外収益	1,464
事業外費用	290	**（当期損失金）**	**59,350**
機構債事務費	0		
有価証券償還損	290		
（特別損失）	**0**		
固定資産売却損	0		
固定資産除却損	0		
合計	**61,415**	**合計**	**61,415**

㈱１．当期損失金59,350百万円は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第３号）第８条第２項の規定により、積立金から減額して整理する。
２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法
定額法を採用している。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産　４百万円
また、主な耐用年数は次のとおりである。
建物　８年～18年
その他　３年～20年